

# 指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 利用料金表

地域区分：7級地

## 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）

利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

### (1) 身体介護が中心のとき

単位：円

所要時間		通常				夜間及び早朝（※1）				深夜（※2）			
		8：00～18：00				6：00～8：00 18：00～22：00				22：00～6：00			
身体介護	単位	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
20分未満（※3）	167	1,705	171	341	512	2,133	214	427	640	2,562	257	513	769
20分以上 30分未満	250	2,552	256	511	766	3,195	320	639	959	3,828	383	766	1,149
30分以上 1時間未満	396	4,043	405	809	1,213	5,053	506	1,011	1,516	6,064	607	1,213	1,820
1時間以上 1時間30分未満	579	5,911	592	1,183	1,774	7,392	740	1,479	2,218	8,872	888	1,775	2,662
1時間30分以上 2時間未満	663	6,769	677	1,354	2,031	8,464	847	1,693	2,540	10,158	1,016	2,032	3,048
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合		引き続き行う生活援助の所要時間が20分から起算して25分を増すごとに67単位を加算（201単位を限度）											

### (2) 生活援助が中心のとき

単位：円

所要時間		通常				夜間及び早朝（※1）				深夜（※2）			
		8：00～18：00				6：00～8：00 18：00～22：00				22：00～6：00			
生活援助	単位	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
20分以上 45分未満	183	1,868	187	374	561	2,338	234	468	702	2,807	281	562	843
45分以上	225	2,297	230	460	690	2,869	287	574	861	3,450	345	690	1,035

### (3) 加算

単位：円

	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
緊急時訪問介護加算（1回につき +100単位）	1,021	103	205	307
初回加算（1月につき +200単位）	2,042	205	409	608
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき +100単位）	1,021	103	205	307
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき +200単位）	2,042	205	409	608
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	月間の利用総単位数（基本報酬+各種加算・減算）×13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	月間の利用総単位数（基本報酬+各種加算・減算）×4.2%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	月間の利用総単位数（基本報酬+各種加算・減算）×2.4%			

※1 1回につき所定単位数の25/100に相当する単位数を所定単位数に加算したものとします。

※2 1回につき所定単位数の50/100に相当する単位数を所定単位数に加算したものとします。

※3 通常時間帯において20分未満の身体介護中心型を算定できるのは、平成24年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める基準」一のイ、ロのいずれにも適合する場合のみです。

## ◆加算について

- ・ 初回訪問 1回 200 単位 ・ ・ 責任者による初回訪問もしくは、責任者の同行訪問時
- ・ 緊急時対応 1回 100 単位 ・ ・ 利用者及びご家族様からの要請に基づき、ケアマネージャーが必要と認めた時の不定期な訪問（身体介護）を提供した時

### ・ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位/月

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと

### ・ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位/月

現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

- ◎ 前記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ◎ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。  
（例） 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合  
暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ◎ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

## 2 要支援1・2に認定を受けた利用者・事業対象者（第1号訪問事業）

利用料金は1ヶ月ごとに算定され、以下のとおりです。実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

### ★現行の訪問介護相当

単位：円

1週の利用回数	単位	利用料金		うち利用者1割負担額		うち利用者2割負担額		うち利用者3割負担額	
		飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市
1週に1回程度の場合	1,176	12,006	11,760	1,201	1,176	2,402	2,352	3,602	3,528
1週に2回程度の場合	2,349	23,983	23,490	2,399	2,349	4,797	4,698	7,195	7,047
1週に2回を超える程度の場合 (要支援2のみ)	3,727	38,052	37,270	3,806	3,727	7,611	7,454	11,416	11,181

加算	利用料金		うち利用者1割負担額		うち利用者2割負担額		うち利用者3割負担額	
	飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市	飯塚市	嘉麻市
初回加算(1月につき)	2,042	2,000	205	200	409	400	613	600
生活機能向上連携加算(I)(1月につき+100単位)	1,021	1,000	103	100	205	200	307	300
生活機能向上連携加算(II)(1月につき+200単位)	2,042	2,000	205	200	409	400	613	600
介護職員処遇改善加算(I)(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×13.7%							
介護職員等特定処遇改善加算(II)(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×4.2%							
介護職員等ベースアップ等支援加算	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×2.4%							

★単位数について . . . . 現行の訪問介護相当は、月極めの単位数になります。

### ★緩和した基準によるサービス

利用料金は1ヶ月ごとに算定され、以下のとおりです。実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

単位：円

訪問型サービスA1	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
単価 235単位 / 1回につき	2,399	240	480	720

利用回数制限あり

- ・事業対象者・要支援1 週2回かつ月10回まで
- ・要支援2 週3回かつ月15回まで
- ※限度額の決定次第で事業対象者も、週3回かつ月15回まで可

単位：円

訪問型サービスA2	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
単価 100単位 / 1回につき	1,021	103	205	307

利用回数制限あり . . . . 週1回まで

【加算】訪問型サービスA1・A2 新型コロナウイルス感染症への対応 上乗せ合計

(令和3年9月30日まで)

1,499単位以下…1単位 1,500～2,499単位…2単位 2,500～3,499…3単位 3,500以上…4単位

※地域区分：飯塚市は7級地に当たるので、利用単位数に10.21乗じた数字が利用料金になります。  
嘉麻市はその他に当たるので、利用単位数に10.00乗じた数字が利用料金になります。